

セゾンカード《PALETTE》特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がパレット共済会(以下「共済会」という)と提携して発行するもので、『セゾンカード《PALETTE》VISA』『セゾン《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』『ゴールドカードセゾン《PALETTE》VISA』『セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』(以下、総称して「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)共済会加入会社又は団体(以下「共済会加入会社等」という)の役員・社員の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族の方で、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、「本会員」と「家族会員」とを総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

(3)本カードの内、セゾンカード《PALETTE》VISA及びゴールドカードセゾン《PALETTE》VISAについては、前項に定める家族会員を、本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認された配偶者の方で、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方とします。

(4)本カードは、共済会の会員証を兼ねるものとします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩本会員が共済会加入会社等を退職又は脱退されたとき。

第5条(適用規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)の適用はありません。

(3)本カードの内、セゾン《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カードについては、第35条(年会費)、第37条(会員資格の喪失等)、第39条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)、第40条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)を除くセゾンカード規約第6章(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則)が適用されます。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。